

建設工事入札における最低制限価格・調査基準価格の算出方法の見直しについて

令和 4 年 7 月 1 日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から「盛岡市工事請負契約に係る最低制限価格事務取扱要領」の第 3 に規定している最低制限価格及び「盛岡市低入札価格調査制度実施要領」第 4 に規定している調査基準価格の算出方法が変わります。

これは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルの一部改正を受けて変更するものです。

1 最低制限価格及び調査基準価格の算出方法

予定価格算出の基礎となった	【 現 行 】	【 改 正 後 】
① 直接工事費の額	97%	(現行どおり)
② 共通仮設費の額	90%	(現行どおり)
③ 現場管理費の額	90%	(現行どおり)
④ 一般管理費等の額	55%	→ <u>68%</u>

2 改正後の要領

改正後の「盛岡市工事請負契約に係る最低制限価格事務取扱要領」、「盛岡市低入札価格調査制度実施要領」は、市ホームページでご確認ください。

※市ホームページでの確認方法(URL <http://www.city.morioka.iwate.jp/>)

トップページ → 事業者の皆さんへ → 市の発注契約 → 契約に関するお知らせ
→ 契約関係要綱・要領等